附　則

（寄附金の経理）

第四条　法附則第十条の規定により国立大学法人等に寄附されたものとされた委任経理金（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号）第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から法附則別表の上欄に掲げる機関の長に交付され、その経理を委任された金額をいう。以下この条において同じ。）の残余に相当する額は、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十六年文部科学省令第十五号）第一条の規定による廃止前の奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和三十九年文部省令第十四号）第二条第一項の規定により文部科学大臣が当該委任経理金の交付をするときに同条第三項の規定により示した使途に使用するものとして経理するものとする。

別表第二（第四条関係）

国立大学	附属学校
〔略〕	
宇都宮大学	共同教育学部附属幼稚園、共同教育学部附属小学校、共同教育学部附属中学校、共同教育学部附属特別支援学校
群馬大学	共同教育学部附属幼稚園、共同教育学部附属小学校、共同教育学部附属中学校、共同教育学部附属特別支援学校
〔略〕	
新潟大学	附属幼稚園、附属新潟小学校、附属長岡小学校、附属新潟中学校、附属長岡中学校、附属特別支援学校
〔略〕	
岐阜大学	教育学部附属小中学校
〔略〕	

別表第三（第四条関係）

附属学校	位置
〔略〕	
筑波大学附属久里浜特別支援学校	神奈川県
岐阜大学教育学部附属小中学校	岐阜県

附　則

（寄附金の経理）

第四条　法附則第十条の規定により国立大学法人等に寄附されたものとされた委任経理金（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号）第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から法附則別表第一の上欄に掲げる機関の長に交付され、その経理を委任された金額をいう。以下この条において同じ。）の残余に相当する額は、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十六年文部科学省令第十五号）第一条の規定による廃止前の奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和三十九年文部省令第十四号）第二条第一項の規定により文部科学大臣が当該委任経理金の交付をするときに同条第三項の規定により示した使途に使用するものとして経理するものとする。

別表第二（第四条関係）

国立大学	附属学校
〔略〕	
宇都宮大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校
群馬大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校
〔略〕	
新潟大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属新潟小学校、教育学部附属長岡小学校、教育学部附属新潟中学校、教育学部附属長岡中学校、教育学部附属特別支援学校
〔略〕	
岐阜大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校
〔略〕	

別表第三（第四条関係）

附属学校	位置
〔略〕	
筑波大学附属久里浜特別支援学校	神奈川県
〔項を加える。〕	

備考　表中の〔　〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。